

(第6分冊)

議案第32号

市長の専決処分事項の指定内容の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により指定した、市長の専決処分事項（昭和36年3月24日議決）の一部を別紙のとおり変更し、令和8年9月24日から適用するものとする。

令和8年3月24日提出

日立市議会総務産業委員会
委員長 下山田 幹子

(提案説明)

地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

市長の専決処分事項の指定内容の変更について

市長の専決処分事項の指定について（昭和36年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第2項中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。